



Title	大都市学校給食における青果物調達方式の展開論理 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	山際, 睦子
Citation	北海道大学. 博士(農学) 甲第12877号
Issue Date	2017-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/67839
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Mutuko_Yamagiwa_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（農学） 氏名 山 際 睦 子

審査担当者 主 査 教 授 坂 爪 浩 史
副 査 教 授 柳 村 俊 介
副 査 名 誉 教 授 飯 澤 理 一 郎
副 査 講 師 清 水 池 義 治

学位論文題名

大都市学校給食における青果物調達方式の展開論理

本論文は序章、終章を含む7章からなり、図17、表39、文献73を含む総ページ数90の和文論文である。別に2編の参考論文が添えられている。

学校給食における青果物の調達において基礎となるのは、価格・品質の統一された食材の安定供給であり、このことは食数が膨大な規模となる大都市学校給食において特に重要な問題である。本論文はこうした観点から、大都市学校給食における青果物調達方式の展開論理について、札幌市を事例として解明しようとしたものである。

第1章では、学校給食が学校教育の一環として実施されており、学校給食の意義は児童生徒の健康の保持増進を図ることおよび食に関する指導教材として活用できること、その役割はそれを伝える食育の担い手であることを整理した。

第2章では、全市統一献立、一括購入の運営方式を取っている割合が大都市で高いこと、札幌市では基準献立、共同購入方式となっていることを明らかにした。

第3章では、学校給食における青果物登録業者の仕入れ、販売行動を明らかにした。これらの青果物登録業者は、いずれも札幌市中央卸売市場から青果物を仕入れ、かつては各学校との間で相対取引によって青果物を納入していた。市給食会設立後はその登録業者として、相対のほか、新たに導入された一般入札、産地契約などの方式を通じて学校給食に青果物を供給している。

第4章では、札幌市学校給食における域内（北海道内）産青果物調達の展開過程を明らかにした。市給食会の設立に伴い、価格を統一するため一般入札が始まり、続いて、品質を統一したい栄養教諭等の要望を受け、域内産地との契約が開始された。さらに近年、栄養教諭等が食育の観点から、少量の地場産品を区内産青果物として独自調達するようになった。域内産地契約および区内産青果物調達は、安全な域内産青果物を供給できるという意味で大きな前進であったが、登録業者からみれば、域内産地契約では実質的に配送業者とされ、区内産青果物については関与できない等、彼らの活動領域を制約

するという面を有していた。

第5章では、学校給食における青果物調達方式の変化とその要因を明らかにした。域内産地からの調達拡充と並行して、一般入札についてもその対象品目が拡大され、その結果、相対品目は大きく縮小されることとなった。さらに各校の栄養教諭は価格変動の激しい道外産葉菜類などに代えて安定的に低価格である冷凍品の利用も進めてきたが、冷凍品は登録業者の管轄外であった。こうしてさらに活動領域を制約された登録業者は入札を忌避して不成立とし、旧来の相対取引と同様、各校と自由に商談可能な特別扱い品を急増させるに至った。この特別扱い品は価格、品質の統一性は何ら担保されていないため、市給食会は北海道外の産地とも契約による調達を開始したのである。

終章では以上の分析を総括し、大都市学校給食の青果物調達の展開論理を明らかにした。札幌市学校給食の青果物調達方式は、青果業者が価格、品質共に主導権を握っていた相対調達から、市給食会による一般入札が始まり、継続的にその品目数を拡大してきた。続いて価格・品質ともに統一された域内産地契約が導入され、さらに栄養教諭等は地場産品を独自に調達する一方、葉菜類などで冷凍品への移行を進めてきた。これらの取り組みはいずれも、登録業者の機能を制約あるいは排除するものであった。そこで登録業者は入札を忌避し、特別扱い品として相場に応じた取引を追求するようになった。これに対し、市給食会は価格、品質の統一性を回復するため、域外産地との契約にも取り組むに至ったのである。

つまり、大都市学校給食における青果物調達方式の展開論理は、価格・品質の統一を求める学校給食会、栄養教諭等学校給食の現場と、自由な取引を求める登録業者との相克であることが明らかとなった。

このように本研究は、大都市学校給食の食材調達について長期間にわたって克明に追跡し、栄養教諭や学校給食会が給食内容を統一するため如何に努力を傾注してきたか、それに対して自由な取引を求める納入業者が如何に対応あるいは抵抗してきたかについて実証的に明らかにしたものである。本研究は、ともすれば各校における地産地消型学校給食の散発的な事例分析に陥りがちな学校給食研究において、根本原理としての統一的な食材調達という観点から分析したものであり、学術的にも大いに評価される。また、今後のあるべき学校給食を展望する上でも、有益な示唆に富むものとなっている。

よって、審査員一同は、山際睦子が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。